

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (074080)
地域名 (地域内農業集落名)	新屋敷 (新屋敷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の現状は、田の面積は21haあるものの、地区内での担い手とされる農業者は2名であり、総面積は9haで、地区内の約45%で、年齢も70才以上である。その他は地区外での5名の農業者であり、地区内のみでの計画はできない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、地区内での農業者に後継者は無く、地区外からの農業者と共に計画し遊休農地の発生をなくし、農用地の利用を図る。主に、水稻とそばを中心に活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後、相続などで農地バンクを利用できない農地をなくし、農地の集積・集約化をし、地区外からの担い手が作付けしやすい農地を目指す。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域外の担い手に協力を呼びかけ、地名毎の団地化を進め農業推進委員とも調整する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の意向を踏まえ、問題ある農地の減少と農地バンクへの貸し付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農振除外地区を除き100%基盤整備は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から多様な経営体の意向を踏まえながら、担い手の育成のため、町とJAと相談し連携する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる各種作業については適宜利用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①当地区ではまだ鳥獣被害は無いが今後予想されるため準備する。
- ③今後担い手の作業効率が良くなるように地区としてスマート農業を検討構築する。

新屋敷 地域計画エリア

